

岐 阜 県 公 報

目 次

告 示

保安林に指定する予定である旨の通知

道路の区域変更

道路の供用開始

公 示

土地改良事業の工事の完了

開発行為の工事の完了

土地改良区役員の退任及び就任

落札者等に関する公示

落札者等に関する公示

落札者等に関する公示

(森林保全課) 三八一

(道路維持課) 三八二

(同) 三八三

(農地整備課) 三八三

(建築指導課) 三八三

(揖斐農林事務所) 三八五

(教育研修課) 三八六

(郡上特別支援学校) 三八六

(恵那特別支援学校) 三八六

告 示

岐阜県告示第三百二十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

揖斐郡池田町藤代字南林三九三・字南谷三九四・字鎌ヶ谷一〇五三(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)、字南谷三九九の一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

字南谷三九四・三九九の一(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字南林三九三

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部

森林保全課及び池田町役場に備え置いて縦覧に供する。

岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡白川町上佐見字狭間五七二五

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字狭間五七二五（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び白川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次の森林を保安林に指定する予定である旨の通知を受けたので、同法第三十条の規定により告示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 保安林予定森林の所在場所

加茂郡東白川村神土字松尾下四九〇七の一、四九二二の一、四九二三の二

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字松尾下四九〇七の一（次の図に示す部分に限る。）、四九二二の一、四九二三の二

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木が所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を岐阜県林政部森林保全課及び東白川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第三百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年九月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県美濃土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区 間	区域変更前後	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
	美濃市大字大矢田字小海		前	六・六 三・三	九四・八	

県道 上野線	同市大字同 神下二七九三番 一地先ま	後	三・一 二六・〇	九四・八	
-----------	--------------------------	---	-------------	------	--

岐阜県告示第三百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年九月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県大垣土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

県道	青栗 野原線	同郡同 二七四六番地先まで	不破郡垂井町表佐字水気 免二七五四番三地先から	区域 変更 別前後	敷地の幅 員 ル （メート ル）	延長 ル （メート ル）	備考
後	一〇・二 一六・五	前	七・六 一六・五				
						四〇・八	

岐阜県告示第三百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年九月二十七日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県岐阜土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

一般 国道	百五十七 号	本巣市根尾板所字崩谷一五番 一地从先から 同市同 二地先まで	区 間	延 ル （メート ル）長	供用開始 の 期 日	備 （区 域 又 は 考 ）
				七・七	令和 四・九・二七	令和 三・七・二七

公 示

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十三条の三第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

事業の種類	ため池等整備事業	施行に係る地区名	山本南地区	工事完了年月日	令和四・五・三一
-------	----------	----------	-------	---------	----------

開発行為の工事の完了

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古田 肇

開発許可(変更許可)番号及び年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
岐阜県指令岐西建築第一三三三号の二四 令和 四・ 三・一六	瑞穂市穂積字中原一七七九番一の一部、一七八〇番一の一部、一七八一番一の一部及び一七八二番一の一部	岐阜県岐阜市早田東町九丁目二番地 株式会社マシヨンセンターダイシン 代表取締役 山 田 百合香
岐阜県指令岐西建築第一三五号の九 令和 四・ 三・三一	羽島郡笠松町門間字沼一三五番	岐阜県羽島郡笠松町門間二二九番地二 立 松 忠
岐阜県指令岐西建築第一一六号の三 令和 三・ 五・一一 〔岐阜県指令岐西建築第一四四号の二五〕 令和 三・ 一・一一	【第一工区】 本巣郡北方町曲路東三丁目一番から三番まで、四番の一部、五番から九番まで、一〇番から一二番までの各一部、一四番の一部、一六番から二八番までの各一部、五六番の一部、五七番の一部、五八番から六二番まで及び六三番から六五番までの各一部 【第二工区】 本巣郡北方町曲路四丁目二番の一部、三番の一部、七番から一七番までの各一部、一八番、一九番の一部、一六番の一部、一七番の一部、一八番の一部、一九番の一部及び二三番の一部	岐阜県本巣郡北方町長谷川二丁目一番地 北方町長 戸 部 哲 哉
岐阜県指令岐西建築第一四〇号の九 令和 四・ 五・一九	安八郡神戸町大字神戸字井田六七二番一	岐阜県安八郡神戸町大字神戸六八二番地の一 竹 中 喜 一
岐阜県指令岐西建築第一六三号 令和 四・ 四・一九	安八郡安八町東結字海老田一〇六四番一、一〇六五番一	岐阜県岐阜市北柿ヶ瀬二二八番地の八 株式会社下平 代表取締役 下 平 健 二
岐阜県指令中建築第八五号の五 令和 三・ 一・ 二	美濃加茂市西町四丁目五八番及び六〇番一	岐阜県美濃加茂市新池町二丁目四番一〇号 株式会社サンワ開発 代表取締役 星 屋 和 輝
岐阜県指令中建築第八五号の九 令和 四・ 四・一一 〔岐阜県指令中建築第一六五号〕 令和 四・ 六・二七	【第二工区】 美濃市松栄町二丁目一番の一部及び三番	岐阜県関市栄町五丁目一七番地一 株式会社フクタハウス 代表取締役 福 田 博 光

岐阜県指令東建築第九二
号の二
令和 三・一〇・五
〔岐阜県指令東建築第
一一五号の二
令和四・六・二二
【第一工区】
中津川市駒場字大道上二二五番一の一部、二二五番三の一部、
二二六番五の一部、二二八番一の一部、二二八番三の一部、二
二三番一の一部、二三三番二から二三三番五まで、二三三番八
の一部、二三三番一〇の一部、二三三番二四、二三三番二四番の一部
及び二二七番七

岐阜県羽島郡岐南町三宅四丁目八一番地
ネットトヨタ岐阜株式会社
代表取締役 田 口 隆 男

土地改良区役員の退任及び就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任及び就任した旨の届出があったので、同条第十八項の規
定により公示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 肇

退任した役員

土地改良区名	年月日	退任	役名	氏名	住所
揖斐郡大野町大字五之里八六五番地一	令和 四・八・九	理事	加納 準一	岐阜県大野町大字五之里八六五番地一	
揖斐郡大野町大字加納七五七番地三	令和 四・八・九	同	國枝 慎太郎	岐阜県大野町大字加納七五七番地三	
揖斐郡大野町大字加納六二八番地一	令和 四・八・九	同	國枝 治彦	岐阜県大野町大字加納六二八番地一	
揖斐郡大野町大字牛洞 二〇六番地	令和 四・八・九	同	林 勝利	岐阜県大野町大字牛洞 二〇六番地	
揖斐郡大野町大字麻生 二五六番地	令和 四・八・九	同	山岸 寿一	岐阜県大野町大字麻生 二五六番地	
揖斐郡大野町大字下方五九〇番地一	令和 四・八・九	同	若原 敏幸	岐阜県大野町大字下方五九〇番地一	
揖斐郡大野町大字野 一一四四番地	令和 四・八・九	同	澤野 廣司	岐阜県大野町大字野 一一四四番地	
揖斐郡大野町大字稲富 四九四番地	令和 四・八・九	同	目加田 進	岐阜県大野町大字稲富 四九四番地	
揖斐郡大野町大字上秋 五九六番地	令和 四・八・九	同	高橋 昭	岐阜県大野町大字上秋 五九六番地	
揖斐郡大野町大字中之元五七番地一	令和 四・八・九	同	小森 廣夫	岐阜県大野町大字中之元五七番地一	
揖斐郡揖斐川町福島 四一五番地一	令和 四・八・九	同	中村 正彦	岐阜県揖斐川町福島 四一五番地一	

就任した役員

土地改良区名	年月日	就任	役名	氏名	住所
揖斐郡大野町大字加納六二八番地一	令和 三・四・一六	同	加納 伸幸	岐阜県大野町大字加納六二八番地一	
揖斐郡大野町大字加納七五七番地三	令和 三・九・九	同	鳥居 豊	岐阜県大野町大字加納七五七番地三	
揖斐郡大野町大字加納六二八番地一	令和 三・九・九	同	鳥居 豊	岐阜県大野町大字加納六二八番地一	
揖斐郡大野町大字小衣斐一〇四番地一	令和 三・九・九	同	長沼 建治郎	岐阜県大野町大字小衣斐一〇四番地一	
揖斐郡大野町大字松山二〇番地二	令和 三・九・九	同	山村 茂正	岐阜県大野町大字松山二〇番地二	
揖斐郡大野町大字下方五九〇番地一	令和 三・九・九	同	若原 敏幸	岐阜県大野町大字下方五九〇番地一	
揖斐郡大野町大字黒野 五一八番地	令和 三・九・九	同	若原 敏幸	岐阜県大野町大字黒野 五一八番地	
揖斐郡大野町大字野 一一四四番地二	令和 三・九・九	同	内田 博人	岐阜県大野町大字野 一一四四番地二	
揖斐郡大野町大字大門四四八番地一五	令和 三・九・九	同	所 一博	岐阜県大野町大字大門四四八番地一五	
揖斐郡大野町大字稲富二〇八三番地	令和 三・九・九	同	林 幸弘	岐阜県大野町大字稲富二〇八三番地	
揖斐郡大野町大字上秋 九七〇番地	令和 三・九・九	同	内藤 喜彦	岐阜県大野町大字上秋 九七〇番地	
揖斐郡大野町大字中之元八四七番地八	令和 三・九・九	同	小川 信勝	岐阜県大野町大字中之元八四七番地八	

同	中村 正彦	揖斐郡揖斐川町福島 四一五番地一
同	細野 清行	揖斐郡揖斐川町上三野三〇番地三
同	野村 俊弘	揖斐郡大野町大字公郷一五八一番地一
同	國枝 義弘	揖斐郡大野町大字加納一九六番地二の一
監事	山本 貞信	揖斐郡大野町大字牛洞一〇七三番地
同	渡邊 靖	揖斐郡大野町大字野 一二八四番地
同	石原 登司彦	揖斐郡大野町大字下磯 七二四番地

敬 啓 事

岐阜県の物品等又は特定役務の譲渡手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 特定役務の名称及び数量 岐阜県総合教育センターの情報教育機器更改業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 令和4年7月14日
- 4 落札者を決定した日 令和4年8月25日
- 5 落札者の住所及び氏名 岐阜市都通一丁目15番地
中部事務機株式会社
代表取締役 辻 慶一
- 6 落札金額 43,996,480円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県教育委員会事務局教育研修課管理調整係
(2) 所在地 岐阜市藪田南五丁目9番1号 岐阜県総合教育センター内

敬 啓 事

岐阜県の物品等又は特定役務の譲渡手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立郡上特別支援学校スクールバス運行管理業務 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167條の2第1項第5号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和4年3月29日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 岐阜市藪田南五丁目12番3
有限会社プロ・スタッフ
代表取締役 栗本 真行
- 6 契約金額 52,580,000円
- 7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
(1) 部局の名称 岐阜県立郡上特別支援学校 事務室
(2) 所在地 郡上市大和町栗栗32番地1

敬 啓 事

岐阜県の物品等又は特定役務の譲渡手続の特例を定める規則（平成十七年岐阜県規則第百二十号）第十一條の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

令和四年九月二十七日

岐阜県知事 古 田 謙

- 1 調達役務の名称及び数量 令和4年度新型コロナウイルス感染症対策に係る岐阜県立恵那特別支援学校通学用バス借上げ及び運行業務（年間契約） 一式
- 2 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 3 随意契約の理由 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167條の2第1項第5号該当
- 4 契約の相手方を決定した日 令和4年3月28日

5 契約の相手方の住所及び氏名 恵那市大井町271 82

中部観光株式会社

代表取締役 市川 直樹

6 契約金額 57,819,938円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県立恵那特別支援学校事務室

(2) 所在地 恵那市岩村町133番地 3

岐阜県立恵那特別支援学校事務室

岐阜県立恵那特別支援学校事務室の業務委託の契約を定める契約（平成27年岐阜県教育委員会（以下「委員会」）第11号の契約により、次のとおり岐阜県立恵那特別支援学校事務室に

令和4年9月27日

岐阜県立恵那特別支援学校事務室 代表取締役 山田 康祐

1 調達役務の名称及び数量 岐阜県立恵那特別支援学校スクールバス運行管理業務一式

一式

2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

3 入札公告を行った日 令和 4 年 2 月 10 日

4 落札者を決定した日 令和 4 年 3 月 25 日

5 落札者の住所及び氏名 関市下有知1648番地の1

有限会社長良観光バス

代表取締役 山田 康祐

6 落札金額 77,000,000円

7 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称 岐阜県立恵那特別支援学校事務室

(2) 所在地 恵那市岩村町133番地 3

令和四年九月二十七日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社